

優生学と婚姻制限

——アメリカにおける知的障害者像の変容——

小野直子

はじめに

アメリカ合衆国において、二〇世紀以前には、知的障害は社会からほとんど注目されず、警戒心を引き起こすこともなかった。しかし、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて優生学が台頭すると、知的障害の理解に関して急激な変化が起こり、知的障害が国民の退化や「人種の自殺」との闘いにおける主要な敵と見なされるようになった。優生学とはイギリスの科学者フランシス・ゴルトンが作った言葉で、彼がその言葉で意味したのは、優良と思われる血統を増やして人類を改善する「科学」であり、二〇世紀初頭に広く支持を集めた。優生学運動では、劣等と思われる血統を減らすことを目的として、知的障害者の施設隔離と権利の制限が主張された。

優生主義者はかなりの成功を収めた。知的障害者収容施設が急激に増加し、施設収容者は一九〇四年から一九一〇年の間に四四・五パーセント、一九一〇年から一九二三年の間に一〇七・二パーセント増加した。一八九〇年には一四州に知的障害者収容施設が存在していたが、一九二三年までに四〇州に少なくとも一施設、州によっては複数の施

設が存在するようになった。一九三〇年までに三〇州が断種法を制定し、一九二七年には連邦最高裁判所が強断種を合憲と認めた。四一州が、知的障害に基づいて婚姻を制限する法律を制定した。多くの州はすでに知的障害者の投票や契約の権利を制限していたが、六州がさらに契約の権利を制限する法律を制定した。移民制限法によって国外退去させられる者の中にすでに「白痴者 (idiot)」が含まれていたが、「痴愚者 (imbecile)」と「精神薄弱者 (feeble-minded)」も追加された。一九二四年移民法の支持者は、人種、エスニシティ、国籍に基づく移民制限を正当化した⁽¹⁾が、その一部は、制限によって精神薄弱の拡大を抑制することができるからであると主張した⁽²⁾。

これまで知的障害者の施設収容化や断種政策については多くの研究が行われているが、本稿では婚姻制限の歴史に焦点を当てる。知的障害者の婚姻を制限する法律は優生学が台頭する以前から存在していたが、その対象や意味は時代によって大きく変化した。本稿では婚姻制限の歴史から、知的障害者の婚姻の権利に対する認識の変化と、その前提としての知的障害者像の変化について明らかにする。

なお本稿では、歴史的記述においては現在では不適切として使用されていない言葉を訳語として使用しているが、それは言葉の定義や変化が当時の思想を反映していると考えられるからである。歴史的に、知的機能が平均未満と思われる人々を指すのに多くの言葉が使用されてきた。二〇世紀初頭には、精神薄弱という言葉が知的機能障害全般を示すのに使われ、下位範疇として障害の程度を示すのに、重度のものから白痴、痴愚、魯鈍 (moron) という言葉が使われていた。しかし、移民、有色人種、貧困者、売春婦、未婚の母などの社会的に周縁化された人々も、精神薄弱というレッテルを貼られる傾向にあった。一九五〇年代末までには精神遲滞 (mental retardation) という言葉が、ステイグマ化された精神薄弱に取って代わるようになった。

一 家系研究と遺伝

初期アメリカでは、精神障害者や知的障害者を政府が組織的に特定したり排除したりしようと試みることはなかったし、知的障害者を集団として犯罪者扱いしたり、ステイグマ化したり、排除したりするような運動もなかった。しかし建国時から、知的障害者の投票、契約（婚姻も契約と見なされたので婚姻も）、そして陪審員になる権利が法的に制限されてきた。政府は知的障害者の権利を剥奪する代わりに、ある程度法的に保護してきた。例えば知的障害者は兵役の義務が免除されたり、有害な契約や結婚を無効にすることができたりした。このように知的障害者はある程度法的に保護される一方で、権利を剥奪されることによって隔離、周縁化、虐待などを受けやすかった⁽²⁾。

裁判所は、知的障害に基づいて契約を無効にするためには、当該者に理解力がなく、そのような状態は幼少期に遡ることができるということを証明するよう要求した。裁判官は、潜在的な知的障害者のうちのほんの少数がこの厳密な定義に当てはまるということを認識しており、一般にそれほど重度ではない知的障害者には権利の行使を認めていた⁽³⁾。知的障害者の結婚は時折無効とされたが、多くの裁判官は、知的障害者が結婚に伴うことを理解していればそれは無効にはならないという、一八五二年の裁判所判決を支持していたという⁽⁴⁾。

一九世紀末になっても、知的障害が国民の注目を集めることはほとんどなかった。しかし、優生学の台頭が、知的障害に関する国民の認識を急激に変化させた。優生学が影響力を増すにつれて、知的障害の問題はかつてないほど重要視されるようになった。知的障害はもはや個人の問題ではなく、社会の衰退に繋がる生物学的・遺伝学的問題と、優生主義者によって見なされた。「科学」に基づく優生学は、「精神薄弱」というレッテルを貼られた人々の隔離と社

会的管理の重要性を人々に認識させた⁽⁵⁾。

一九世紀末には、精神薄弱者が急激に増加していることが「発見」された。例えば国勢調査局の顧問であったフレデリック・ワインズは、コミュニティにおける精神薄弱の拡大を調査し、一八八〇年における精神薄弱率は人口一〇万人当たり一五・三人で、一八七〇年の二・五倍に増加したことを明らかにした⁽⁶⁾。

当初精神薄弱は、国家を衰退させる多くの形態のひとつに過ぎないと見なされていた。世代間の特質の遺伝を調査する家系研究の最初のものである『ジューク家』において、リチャード・L・ダグデイルは、精神薄弱の事例を記録していたが、ジューク家の家系の全般的解釈において精神薄弱を重視しなかった。ダグデイルは、六人の囚人を五代まで遡って追跡調査し、依存者、性的逸脱者、婚外子が非常に高い比率であることを示した。そしてその家系の二〇〇人の救済、逮捕、裁判、拘留、治療、賃金の損失、財産の損害、その他に国家は一三〇・八万ドルを費やした、と見積もった。この家族の社会的不適性を説明するにあたって、ダグデイルは世代間にわたる特質を「遺伝」と見なしたが、それらが単に生物学的に遺伝するということは否定した。そうではなく、彼は生物学と社会環境の相互作用が、貧困や性的逸脱などの社会的に不適な特質を引き起こし、それが世代を超えて永続化すると主張した⁽⁷⁾。

しかし、優生学運動が拡大するにつれて、優生主義者は精神薄弱を貧困、犯罪、性的逸脱、道徳的墮落などの他の退化の直接の原因として描くようになった。一九一二年にニュージャージー州ヴァインランド精神薄弱児訓練学校の心理学者ヘンリー・H・ゴダードが発表した『カリカック家―精神薄弱の遺伝学的研究―』は、精神薄弱を分析の中心に据えた。ゴダードは、一四年前にヴァインランド精神薄弱児訓練学校に入所した八歳の女兒の家系を追跡した。彼は女兒に、デボラ・カリカックという架空の名前をつけた⁽⁸⁾。

ゴダードによると、デボラの退化の起源はアメリカ独立革命期にあった。彼女の五世代前の男性マーティン・カリ

カックは良家の出身で、独立革命軍の兵士であった。彼は休暇の時に酒場で精神薄弱の少女と知り合い、彼女との間に精神薄弱の息子をもうけた。この息子の子孫四八〇人のうち、一四三人が精神薄弱者、三六人が婚外子出産者、三人が売春を含む性的不道德者、二四人がアルコール中毒者、三人ががん患者、三人が犯罪者であった。さらに彼らが同種の家系の人々と結婚して一一四六人の子孫をもうけたが、そのうち正常者は一九七人で、二六二人が精神薄弱者であった。その後マーティンは故郷に戻り、クエーカー教徒である良家の女性と結婚した。そしてこの夫婦からは、立派な系統の子孫が生み出されたという。ゴダードにとつて、「その家族は、欠陥のある家系から望ましい市民を作ろうと試みることの無益を示す生きた証拠」であった⁽⁹⁾。

こうしてゴダードはカリカック家の物語の中に、精神薄弱が遺伝的欠陥である論拠を発見した。従つて、社会的変化や環境改善はそのような遺伝的欠陥を持つ人々の運命を大きく変えることはできないと、ゴダードは主張した。「我々の諸都市のすべてのスラム地域を明日撤去し、そこに模範的な借家を建てたとしても、一週間のうちにまたスラムができてしまうであろう。というのは、精神薄弱者にこれまでとは別の暮らし方を教え込むことは絶対にできないからである」。遺伝の影響に加えてゴダードは、「我々の周囲にはどこにでもカリカック家が存在する。彼らは一般の人々の二倍の勢いで増殖している」と、精神薄弱者が多産であることを指摘した⁽¹⁰⁾。

ゴダードによれば、精神薄弱の第一の問題は、誰が精神薄弱者であるのかを判断するのが困難なことであり、そのために訓練を受けた専門家による検査が重要であると彼は主張した。そして第二の問題は、どのようにして彼らにケアするかである。ゴダードは、「アメリカでは現在、精神薄弱者の推定数の約十分の一しかケアを受けていない」と見積もっていた。しかし、ゴダードは施設への隔離が決して不可能であるとは考えておらず、もし十分な数の施設があれば、精神薄弱者の数を一世代のうちに、三〇万人（アメリカにおける精神薄弱者の推定数）から少なくとも一〇

万人に減らすことができると主張した⁽¹¹⁾。

アメリカでは一九世紀第四半期から、妊娠可能年齢の精神薄弱女性の隔離が、生殖防止の方法として定着していた。精神薄弱者収容施設の施設長は、家系研究によつて精神薄弱の遺伝性を確認したことで、精神薄弱者の施設収容による隔離の方針をさらに推進した。しかし、その方針を実現するには以下のような困難があった、と中村たちは指摘している。第一に、施設の新設・増設は元来多額の費用を伴うだけでなく、調査研究の進展に伴つて精神薄弱者の出現率が高くなるにつれて、予測よりも巨額を要することが次第に判明していった。第二に、長期の施設収容・家族との分離に対する嫌悪という、感情に関わる問題があった。精神薄弱者に対するステイグマ化は、当事者や家族の施設入所に対する嫌悪感を強化することになった。第三に、当事者や家族の意向による施設収容者の退所に関して、施設長に拒否権が委任されていなかったため、施設収容による長期ないし終生隔離は十分には達成できなかった⁽¹²⁾。

従つて、精神薄弱というレッテルを貼られたすべての人々を隔離することは、政治的にも経済的にも非現実的であると見なされるようになった。精神薄弱は遺伝性で環境による改良の可能性がないと考えられていたため、精神薄弱者の増加を防ぐために実行可能性があると思われる解決策は、精神薄弱者問題に拍車をかけている移民を制限することと、施設外の精神薄弱者が同種を再生産することを防ぐために生殖を制限することであった。移民制限にも関わらず精神薄弱者がアメリカに流入し続けており、さらに入国を許可された移民のもとでそれ以上の数の者が産声を上げていることは間違いないと優生主義者は主張し、さらに厳しい移民制限法を求めた⁽¹³⁾。そして精神薄弱者の生殖防止を図ることで、障害、貧困、婚外子出産、犯罪、買春などの社会問題の発生防止が目指された。生殖防止策としてまず取り上げられたのが、婚姻制限であった。

ウイスコンシン州精神薄弱者施設の施設長アルフレッド・W・ウィルマースは、一八九五年のアメリカ精神薄弱者

収容施設長協会 (Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons) における会長講演で、最良の生殖防止策として婚姻制限を挙げているが、同時に社会の認識不足でその実現は程遠いと指摘した⁽⁴⁾。一九一五年にウォルター・E・フアーナルドは、精神薄弱者に対する婚姻制限と強制断種を支持し、「最も重要な点は、精神薄弱が遺伝性であり、精神薄弱者は潜在的に、永続的な欠陥のある子孫の源泉であるということである。精神薄弱者は、結婚したり親になつたりすることを認められるべきではない」と主張した⁽⁵⁾。

このように精神薄弱者等に対する婚姻制限は、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて施設長や医師、ソーシャルワーカーなどの特定の職種から支持範囲を拡大していった。この種の最初の法律は、一八九六年に制定されたコネティカット州法で、四五歳以下の女性に対して優生学的に好ましくない相手との結婚及び婚外の性的関係を禁止し、違反者には最低三年の懲役を科していた。一九〇五年に成立したインディアナ州法は、精神薄弱者、遺伝性感染症患者、過度の飲酒常習者の結婚を禁止すると共に、精神障害者収容施設から退院を許可されたすべての人に健康診断書の携帯を義務付けた。また、この法律に違反するのを避けようとして他州で行われたインディアナ州民の結婚を、すべて無効とした⁽⁶⁾。

二 優生学と婚姻制限

一九一三年に、ワシントン・カーネギー研究所のチャールズ・B・ダヴェンポートは、優生学的観点から各州の婚姻法を調査した結果を報告した。ダヴェンポートは生物学者で、アメリカにおける優生学運動を推進した人物である。彼は、「生物学的に重要な」婚姻制限法を三種類に分類した。身体的・精神的状態を制限する法律、近親婚を制

限する法律、そして人種の混交を制限する法律である¹⁷⁾。

多くの州の法律は、特定の社会層——一般に精神障害者 (insane)、痴患者、白痴者、精神薄弱者——に対する結婚証明書発行を禁止していた。禁止の理由は通常の法的なもので、婚姻は契約であり、罹患者は契約する能力がないということである。例えばノースカロライナ州は、いずれかが意思や理解力の欠如のため契約することができない場合、婚姻は無効になると規定していた。同じ理由でオハイオ州も、いずれかが申請時に酩酊や麻酔の影響下にある場合、結婚証明書の発行を禁止した。ジョージア州とペンシルヴェニア州も同様の法律を有していた。そしてメイン州の法律は、「精神障害者、白痴者、または生存している夫あるいは妻がいる者は、結婚することができず、そのような結婚は完全に無効である」と述べていた。ここでダヴェンポートは、重婚は契約の本質を理解する能力がないことと結び付けられている、と解釈している¹⁸⁾。

他方で、多くの州において婚姻制限は優生学的根拠に基づいて——「悪い」生殖質 (germplasm) を断ち、最終的に国家の支援を必要とするようになると思われる子供の数を減らすために——実施されている、とダヴェンポートは報告している。例えばデラウェア州 (「回復した」精神障害者と、子供が生まれる前に精神障害を発症した親の子供を排除)、ミシガン州 (精神障害、てんかん、痴愚、精神薄弱から完全に回復したこと、そのような欠陥や障害を子供に遺伝させないこと) を、免許を持つ医師が保証すればという条件)、ミネソタ州 (州の視覚障害者・聴覚障害者のための施設の施設長が結婚を認めればという条件)、ニュージャージー州 (てんかん患者と、かつて精神病院や救貧院に収容されていた者を排除)、ユタ州 (四五歳以上の女性を除くてんかん患者を排除)、ワシントン州 (常習酩酊者、常習犯罪者、てんかん患者、肺結核末期患者も排除) である。これらの婚姻禁止規定は、遺伝的に弱い血統がもたらす危険性が認識されている証拠である、とダヴェンポートは指摘している¹⁹⁾。

また他の事例として、性病の予防を意図した法律が挙げられている。例えばミシガン州の法律は、次のように規定していた。「梅毒や淋病に罹患し、治癒していない者は、婚姻の契約をすることができない」。非合法の婚姻は重罪であり、五百ドルから千ドルの罰金、または五年以下の懲役、またはその両方が科せられた。そしてユタ州の法律は次のように規定していた。「不治の梅毒や淋病の罹患者は婚姻が禁止されており、その婚姻は無効である」。しかし、いずれの法律も、当該者が罹患していないことを示す証明書について特に規定していないため、実際に性病罹患者の婚姻を防ぐことに役立っていない、とダヴェンポートは指摘している。そして、性病の可能性について医師の証明書は婚姻のきわめて重要な前提条件である、と主張している²⁰⁾。

実際ワシントン州の法律は、いずれかが性病の場合、「聖職者やその他の役人が、そのような人間の婚姻を認める」ことを禁止し、「郡の監査官は結婚証明書を発行する前に、申請者が婚姻を禁止されている階層ではないことを示す、少なくとも一人の免許保有医師の宣誓供述書を提出するよう、申請者に要求しなければならない」と規定していた²¹⁾。

そしてダヴェンポートは、これらの禁止事項が生物学的、あるいは優生学的に正当化されるかどうかを検討し、その結果二つの原則を認識すべきであると主張している。第一に、精神薄弱者の生殖は、婚姻制限法によつてはあまり減らないということである。というのは、精神薄弱者の多くは性の管理があまりできず、もしも婚姻が簡単で安価であれば精神薄弱者は結婚するし、そうでなければ結婚せずに子供を持つと考えられるからである²²⁾。

第二に、正常な男性と精神薄弱の女性という組み合わせは、婚姻という形態を取らなくても将来増加するかもしれないということである。正常な男性が、欠陥はあっても社会的に魅力的で美しい女性との婚姻を希望することがあり、そのような婚姻は、優生学的観点からも社会的観点からも許容されるかもしれない、とダヴェンポートは指摘し

ている²³⁾。その理由は述べられていないが、これは、無能力、経済的依存、受動性などの精神薄弱と結び付けられる特性が、必ずしも女性の役割と相容れないものではないと認識されていたことを反映していると考えられる。当時女性是一般に、他者に依存し、合理的でないと思われるからである。

次に近親結婚を禁止する法律については、次のように報告されている。①兄弟姉妹間はすべての州で、異父／異母兄弟姉妹間はほとんどの州で禁止されている。②親子間はすべての州で、祖父母と孫はペンシルヴェニア州以外のすべての州で禁止されている。③子供と親の兄弟姉妹（姪とおじ、甥とおばなど）間の結婚は、四州以外で禁止されている。④いとこ間の結婚は三分の一以上の州で禁止されているが、他の州では認められている。⑤他の親族に関しては、オクラホマ州ではまたいとこ間の結婚、アラバマ、ミネソタ、ニュージャージー、テキサス、その他の州では子供とその親の異父／異母兄弟姉妹の間の結婚を禁止している²⁴⁾。

そして近親結婚の事例を検討した結果、ダヴェンポートは次のように結論付けている。兄弟姉妹間、親子間、さらに兄弟姉妹の子供との結婚に反対する強い世論があるので、これらの結婚が禁止されるのはもつともである。いとことの結婚についてダヴェンポートは、一方で欠陥のある家系ではその欠陥を受け継ぐ子供が生まれる場合もあるが、他方で欠陥がない家系では望ましい特質を強化する場合もあるということを描いた上で、結論としていとこの結婚は禁止すべきであり、またいとここの結婚は、州の優生学委員会の証明書がない限り認められるべきではないとしている²⁵⁾。

また異人種間結婚については、四八州中二九州で禁止されていた。デラウェア、メリーランド、ヴァージニア、ウエストヴァージニア、サウスカロライナ、ジョージア、フロリダ、アラバマ、ルイジアナ、ケンタッキー、テネシ

ー、アーカンソー、オクラホマ、テキサス、インディアナ、アイダホ、ネブラスカ、ノースダコタ、サウスダコタの

各州で、白人と黒人の結婚が禁止されていた。アリゾナ、カリフォルニア、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ユタ、オレゴンの各州では、白人とモンゴル人種 (Mongolian) の結婚も禁止されていた。ノースカロライナ州は白人と黒人・先住民の結婚を、ネヴァダ州は白人と黒人 (Ethiopian)・マレー人種 (Malay)・モンゴル人種 (Mongolian)・アメリカ先住民の結婚を禁止していた⁸⁰⁾。

異人種間結婚禁止法は一六九一年にヴァージニア植民地で、一六九二年にメリーランド植民地で制定されたが、それ以前から、異人種間の性的交渉とその結果としての混血児の誕生を問題視する傾向が見られた。ヴァージニアとメリーランドで始まった異人種間結婚を禁止する法制化の波は、その後黒人奴隷制プランテーションが発展していた南部だけでなく、北部にも拡大した。一七〇五年にマサチューセッツが異人種間の結婚と性的交渉を非法化する法律を制定し、以後ノースカロライナ (一七一五年)、サウスカロライナ (一七二七年)、ペンシルヴェニア (一七二五／二六年)、デラウェア (一七二六年)、ジョージア (一七五〇年)、ロードアイランド (一七九八年)、メイン (一八二一年) と法制化は続いた。一八二一年の時点で、全米一六州中一〇州が異人種間結婚禁止法を制定していた⁸¹⁾。

建国後、西部への開拓が進み、新たに州として連邦に加入した諸州でも、異人種間結婚を禁止する法律が制定された。一八一六年に連邦に加入したインディアナ州は一八四二年に、一八五〇年に連邦に加入したカリフォルニア州は同年に異人種間結婚禁止法を制定した。南北戦争終結時で、全米三六州中二五州が異人種間結婚禁止法を制定していた。再建期には、ミシシッピ、サウスカロライナ、ルイジアナの三州が、一八六八年から七〇年にかけて異人種間結婚禁止法を廃止した。フロリダ州は一八七二年に、アーカンソー州は一八七四年に、州法から異人種間結婚禁止規定を削除した。しかし再建後、異人種間結婚禁止法を廃止したミシシッピ州とサウスカロライナ州は、一八七九年に禁止法を再制定した。同じく禁止規定を州法から削除したフロリダ州とアーカンソー州も、それぞれ一八八一年と八四

年に禁止規定を復活させた。一八九四年にルイジアナ州が、一九〇七年にオクラホマ州が異人種間結婚禁止法を制定した。二〇世紀に入っても異人種間結婚と混血への監視を強化する動きがあった⁸⁰⁾。

人種の特性を検討したダヴェンポートは、法律制定においては、「肌の色を忘れて、社会にとつて本当に重要な問題に注意を払わなければならない」と主張した。そして、有能な子孫を生産する結婚を促進する一方、性的自制力、教育可能性、重症疾患に対する抵抗力がない人々が、同種を再生産することを防がなければならないとした。生物学的知識に適合した異人種間結婚に関する法律として、ダヴェンポートは次のように提案した。二分の一以上の黒人は、白人を配偶者とすることを認められるべきではない。二分の一未満八分の一以上の黒人は、州優生学委員会の証明書なしに白人と結婚する許可書が与えられるべきではない⁸¹⁾。

以上の三分類の結婚について検討した結果、ダヴェンポートは、すべての婚姻申請者に、その婚姻が望ましいものであることを保証する、医師による結婚証明書を求め、その証明書に以下の情報を記載することを主張した。申請者の年齢、性病の罹患歴、申請者が精神薄弱、てんかん、精神障害、結核でないかどうか、家族に精神薄弱、てんかん、精神障害、癌、口唇裂、口蓋裂、アルコール中毒、先天性聴覚障害、緑内障、初老期白内障、網膜色素変性、夜盲症、尿道下裂、停留精果、重度の遺伝性の手足指の欠損、その他の重度の「優性の」欠陥、視神経の退化、多発性硬化症、先天性魚鱗癬、筋萎縮症、血友病その他の限性の病歴がないかどうか、申請者たちがまたいとこ以内の関係でないか、申請者のいずれかが黒人（または先住民、中国人）の血統かどうか、もしそうならどの血統か、である⁸²⁾。

一九二〇年代になると、多くの州で、実際に結婚した日から役所に婚姻届を出すまでに一定期間を置く条項が取り入れられるようになった。これは、性急で思慮の足りない結婚を当事者に再考させる余地を与えるべきであるとい

う、優生主義者たちの主張に基づくものであった⁸³⁾。この時期の婚姻制限に関する提案は、その対象範囲については必ずしも人々の見解が一致していたわけではないが、精神薄弱者は共通して指定された対象であったこと、特定の地域ではなく全国的な提案であったこと、結婚証明書の取得に際して医師による心身の健康の証明書の必要性が主張されたこと、などが特徴として挙げられる。

とはいえ、婚姻制限は当初から強力な効果を持つ生殖防止策として期待されてはいなかった。一九一四年にゴダードは、婚姻制限法を制定しても、精神薄弱者の場合には何の解決策にもならないと述べている。というのは、精神薄弱者の多くは道徳観念を生まれつき欠いているので、婚姻を制限しても生殖を阻止するのに役立たないからである。従って、もしも精神薄弱者が親になることを完全に予防しようとするなら、単なる婚姻制限以上のことをしなければならぬと、ゴダードは主張した⁸⁴⁾。

精神薄弱者の婚姻制限が必要であること自体は、否定されることはなかったが、婚姻制限に対する大方の期待は、生殖防止に対する根本的な方策としてではなく、少数の精神薄弱者に対するある程度の抑止力に過ぎなかった。婚姻制限の主張と法定化は、社会全体の話題としては一九一〇年代を頂点にその後は沈静したかに見えたが、婚姻制限法はその後も持続されることになる。

三 社会適応としての結婚

一九三〇年代までには科学の発達に伴って、優生主義者によって行われる調査の価値に疑問が投げかけられるようになっていた。遺伝学者は、遺伝の複雑性（優生主義者の単純な仮定と比較して）とその複雑性を解明するために必

要な厳密な科学的方法（優生主義者によって賞揚された家系調査と比較して）を強調した。優生学に対する批判は、心理学、社会学、人類学からも起こった。科学者は専門分野において優生学が尊重されなくなると、そこから距離を置くようになっていった³³⁾。

そして、精神薄弱は必ずしも遺伝だけが原因ではないということが指摘されるようになっていった。例えば、ヴァージニア州立てんかん・精神薄弱者コロニーのG・B・アーノルドは一九三八年に、「我々の結論は、遺伝と環境の両方が精神薄弱者の誕生に重要な役割を果たしているということである」と述べている³⁴⁾。

大恐慌は公立の精神薄弱者収容施設にも影響を与え、施設における財源の縮小と収容者数の急増をもたらした。家庭における経済的困難は、精神薄弱者を収容施設から退所させて家庭に戻すことを妨げ、施設に再入所する精神薄弱者の数を増加させた³⁵⁾。施設への入所申請者数が増加し、例えばメリーランド州のある医師によれば、一九三一年には新規入所申請者は毎月平均約一二人であったが、一九三三年には百パーセント増加し、毎月二四人から二五人になったという³⁶⁾。施設への入所申請者数が増加し、待機リストが長くなっていった。一九三二年にマサチューセッツ州では、三つの州立施設への入所申請者約三千人が待機リストに載っていた³⁷⁾。ペンシルヴェニア州では一九三一年に、収容可能者数二千人のポーク州立施設に七五〇人、収容可能者数一五七六人のペンハースト州立施設に七九〇人、収容可能者数五七五人のローレルトン州立施設に五百人が待機しており³⁸⁾、一九三五年には、三つの州立精神薄弱者収容施設に二八二七人が待機していた³⁹⁾。

このような施設の過密状態とさらなる入所需要に対応するためには、軽度の収容者を施設から退所させてコミュニティに戻す以外にないと、施設長たちは考え始めた。そして多くの施設長たちは、収容者を施設から退所させてコミュニティにおいて保護監督するためには、断種が必要であると考へた。施設長たちは、精神薄弱者にとって親になる

という責任を負うことは重荷になると見なしており、また精神薄弱者が良い親になることができるかということに關して疑念を抱いていたのである。

他方で、一九三〇年代には精神薄弱者の結婚が現実問題として、また社会適応の手段として、専門家によって一般に肯定されるようになってきた。一部の精神薄弱者はコミュニティで生活することができるということが認識されるようになる、専門家は、断種された精神薄弱者の生活における結婚の肯定的な機能を指摘するようになった。出産の可能性が取り除かれれば、結婚は精神薄弱者がコミュニティで生活することを容易にし、社会に貢献する能力を高めると主張されるようになった。カリフォルニア州の人類改良財団 (Human Betterment Foundation) のポール・ポペノーは、断種されてコミュニティで生活している精神薄弱者の結婚に関する調査を行い、精神薄弱者が「社会に有益に適応し、かなり正常で幸福な生活を送り、州の支援負担を緩和し、州立施設において監督ケアを必要とする患者のための場所を空ける」能力を増していることを明らかにした⁽⁴⁰⁾。

他方で、精神薄弱者が子供を産み、親となり、養育することを積極的に是認するということはほとんど見られなかった。むしろ多くの施設関係者は、断種によって親になるというストレスを取り除くことによって、精神薄弱者のコミュニティへの適応を促進しようとした。断種は、精神薄弱者もコミュニティにおいて「幸福な結婚生活」を送ることを可能にするように思われた。

例えば、ペンシルヴェニア州のポーク州立施設の施設長ハーヴェイ・M・ワトキンスは一九三〇年に、カリフォルニア州における断種の報告について、次のように言及している。カリフォルニア州で「断種された一二五人の精神薄弱女性が結婚した。その三分の二は、結婚生活がうまくいっていると判断された。精神薄弱者の多くは、施設で訓練を受け、出産や育児によって妨げられなければ、社会でうまくやっていくことができると判明した」⁽⁴¹⁾。

ポペノーとカリフォルニア州青少年研究局 (California Bureau of Juvenile Research) のノーマン・フェントンも同様に、子供がいなければ精神薄弱者の結婚は成功すると主張している。「精神薄弱男性が自活することは困難であり、精神薄弱女性にとつて家事は難事である。子供の扶養と養育という責任が加わることは、結婚の成功にとつておそらくほとんど克服できない障害となる。他方、断種された精神薄弱者の結婚は、驚くほどの成功を示している」⁽⁴²⁾。

そしてアーノルドは、子供を産んだ精神薄弱女性は育児に対処できず、結婚生活は破綻すると指摘している。「手術による介入の結果であれ、先天的不妊であれ」子供がいらない軽度精神薄弱女性の多くは、結婚して幸福に暮らし、自分と夫のためにうまく家庭を築いていることはよく知られている。しかしながら、結婚して子供を産んだ軽度精神薄弱女性は、子供に関する多くの問題に対処することができず、結婚は完全に破綻する」⁽⁴³⁾。以上のように、男性の社会適応は経済的自活で判断されたのに対して、女性の社会適応は家事労働などの「妻としての」役割で判断された。従つて、特に大恐慌期には過密な施設から断種して退所させるために、精神薄弱女性の結婚の成功が強調されたと考えられる。

他方で、一九四〇年代には、知的障害者でも親になる能力があるという主張も見られるようになった。ソーシャル・ワークの専門家であるフィリス・マイケルソンは、知能水準と親としての能力はほとんど関係ないことを明らかにした。知能指数三〇から四九の母親は他の母親ほど十分なケアを行わない傾向があるが、知能指数五〇から五九の母親と六〇から六九の母親には差がなく、知能指数七〇から七五の母親は最小限のケアしか行っていないかった。そしてマイケルソンは、親として成功するかどうかを決定するのは知能水準ではなく、妊娠回数、子供数、所得の適切さ、夫婦関係、親、特に母親の精神衛生などの要因が重要であると主張した⁽⁴⁴⁾。

この時期には知的障害者の婚姻を制限する新しい法律が制定されることはなく、法律を厳格に施行しようとする試

みも衰微していた。しかし、知的障害者の婚姻を禁止する法律は維持されたままで、法的な異議申し立てが行われることはなかった。第二次世界大戦後、知的障害者を支援する親の会が増加したが、親の会は知的障害者を「永遠の子供」として描いた。親も専門家も子供に対する教育等のサービスの権利を要求したが、子供に対する管理権を望んでいた。また親や専門家は知的障害者の平等な市民としての地位を望んでいたが、同時に特別なケアと保護も望んでいた。従ってこの時期には、サービスを受ける知的障害者には「依存者」としての役割が割り当てられ、知的障害者の投票、契約、婚姻などの「成人」としての市民権はあまり主張されなかったのである⁴⁵⁾。

おわりに

アメリカでは初期から知的障害者の婚姻を含めた契約の権利に関する法的制限が存在していたが、その対象となるのはほんの少数であり、一般にそれほど重度ではない知的障害者には権利の行使が認められていた。しかし、優生学の台頭は、知的障害者に対する国民の認識を大きく変えた。精神薄弱は遺伝性で、教育や環境によって変えることはできず、さまざまな社会問題の原因と見なされるようになった。それは個人の問題ではなく、国民全体の退化、国家の衰退に繋がる問題と主張された。精神薄弱者は一般の人々よりも多産であると考えられ、その生殖を制限することが目指された。

その方法のひとつが、精神薄弱者を施設に収容して隔離することであった。しかし、精神薄弱者の数が多く、しかも急激に増加していることから、すべての精神薄弱者を施設に収容することは非現実的であった。そこで施設外の精神薄弱者が同種を再生産することを防止する方策として提案されたのが、婚姻制限であった。優生学以前から存在し

ていた知的障害者の婚姻制限に加えて、近親結婚や異人種間結婚を制限する法律にも、新たに優生学的な意味が付与され、正当化された。精神薄弱者は道徳観念に欠けているので婚姻を禁止しても生殖を阻止することはできないとして、婚姻制限法の有効性は期待されていなかったが、法律はその後長く維持されることになる。

大恐慌の頃には優生学の「科学性」に疑問が投げかけられ、精神薄弱の原因として遺伝だけでなく環境も重要な役割を果たしていると考えられるようになった。経済的困窮のため、特に重度の精神薄弱者を自宅でケアをすることが困難になった家族から施設への入所申請が増加すると、施設関係者は軽度の精神薄弱者を施設から退所させてコミュニティで生活させることを考えるようになった。そして精神薄弱者の婚姻は、現実問題としても社会的適応の手段としても肯定されるようになった。しかしそれは、出産や育児で妨げられなければ、という条件付きであったため、退所の条件としての断種手術が増加した。

第二次世界大戦後、知的障害者の親の会が増加したが、親は知的障害者を「永遠の子供」として描くことによってステイグマを払拭しようとしたため、婚姻などの「成人」としての市民権はあまり主張せず、婚姻制限法に対する異議申し立てを行うことはなかった。一九六〇年代から七〇年代になって、知的障害者を完全に「市民」と認識し権利を付与する方向に、国の政策が向かい始めた。裁判でも、知的障害者の婚姻が法的に受け入れられると判断されたが、世論や親の態度は常にそれに肯定的というわけではなかった。

一九七〇年のある世論調査では、回答者の五三・九パーセントが知的障害者の婚姻に反対しており、同年に行われた他の調査では、回答者一一・三人の八〇パーセントは知的障害者が正常と考えられる人々とデートすることにさえ反対していた。同様に親も婚姻を保守的に考える傾向にあり、合衆国精神遅滞市民協会 (Association for Retarded Citizens of the United States、現在合衆国アーク (The Arc of the United States)) の親の会員への調査では、七七パー

セントが婚姻に反対していた。これは、会員の多くが重度であるという事実を反映していたのかもしれないが、一九八〇年でも三三州が知的障害者の婚姻を制限する法律を維持していたという⁴⁶⁾。現在連邦法は障害者に平等な市民権を保証しているが、合理的配慮と支援が不十分なため、知的障害者はしばしば公式には認められている権利を行使することができない。現在提供されているサービスの多くは、サービスを受ける人々が性的な存在ではないと想定しており、またそうであることを課しているが、それについては稿を改めて論じたい。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP19K00268 の助成を受けたものである。

注

- (1) Allison C. Carey, *On the Margin of Citizenship: Intellectual Disability and Civil Rights in Twentieth-Century America* (Philadelphia: Temple University Press, 2009), 52-53.
- (2) *Ibid.*, 2.
- (3) *Ibid.*, 39.
- (4) *Wood v. Dulaney* (1852); *State v. Richards* (1873); *Pettigrew v. Texas* (1882); *Hays v. The Commonwealth* (1896), cited in R. C. Scheerenberger, *A History of Mental Retardation* (Baltimore and London: Paul H. Brookes, 1983), 118.
- (5) J・W・トレント・ジュニア(清水貞夫・茂木俊彦・中村満紀男監訳)『精神薄弱』の誕生と変貌—アメリカにおける精神遅滞の歴史—』下巻(学苑社、一九九七年)、第五章。
- (6) 同上、上巻、一四三頁より引用。
- (7) Richard L. Dugdale, *The Jukes: A Study in Crime, Pauperism, Disease, and Heredity* (New York: Putnam, 1877).
- (8) Henry Herbert Goddard, *The Kallikak Family: A Study in the Heredity of Feeble-Mindedness* (New York: Macmillan, 1912).
- (9) *Ibid.*, 78.

- (10) Ibid., 70-71.
- (11) Ibid., 104-106.
- (12) 中村満紀男・岡典子・曹周希・米田宏樹「アメリカ合衆国における優生断種運動の開始と定着—優生学運動の最も正統的な事例—」中村満紀男編著『優生学と障害者』（明石書店、二〇〇四年）、八五—八六頁。
- (13) 障害者の移民制限については以下を参照。Douglas C. Baynton, *Defectives in the Land: Disabilities and Immigration in the Age of Eugenics* (Chicago and London: University of Chicago Press, 2016). また特に精神薄弱者の移民制限については以下を参照。小野直子「知的障害をめぐるポリテクス—『精神薄弱者問題』と移民制限—」平体由美・小野直子編『医療化するアメリカ—身体管理の二〇世紀—』（彩流社、二〇一七年）、一九—五〇頁。
- (14) Alfred W. Wilmarth, "President's Annual Address," *Association of the Medical Officers of American Institutions for Idiiotic and Feeble-Minded Persons* (1895), 518.
- (15) Walter E. Fernald, "State Care of the Insane, Feeble-Minded and Epileptic," *Proceedings of the National Conference of Charities and Corrections* (1915), 297.
- (16) Jesse Spaulding Smith, "Marriage, Sterilization and Commitment Laws Aimed at Decreasing Mental Deficiency," *Journal of Criminal Law* 5 (1914), 364-66; Mark Haller, *Eugenics: Hereditarian Attitudes in American Thought* (New Brunswick, N. J.: Rutgers University Press, 1963), 47.
- (17) Charles B. Davenport, "State Laws Limiting Marriage Selection: Examined in the Light of Eugenics," *Eugenics Record Office Bulletin* No. 9 (New York: Cold Spring Harbor, 1913), 7.
- (18) Ibid.
- (19) Ibid., 8.
- (20) Ibid., 13-14.
- (21) Ibid., 8.
- (22) Ibid., 11-12.
- (23) Ibid., 12.
- (24) Ibid., 14.

- 25) Ibid., 27.
- 26) Ibid., 31.
- 27) 山田史郎『アメリカ史のなかの人種』（山川出版社、二〇〇六年）、一一―一二頁。異人種間結婚に関しては以下も参照。松本悠子『「人種」と結婚―人種混淆をめぐる政治学―』川島正樹編『アメリカニズムと「人種」』（名古屋大学出版会、二〇〇五年）、二五〇―二七九頁。
- 28) 山田『アメリカ史のなかの人種』、二二―五六頁。
- 29) Davenport, “State Laws Limiting Marriage Selection,” 36.
- 30) Ibid., 36-37.
- 31) Daniel J. Kevles, *In the Name of Eugenics: Genetics and the Uses of Human Heredity* (Cambridge and London: Harvard University Press, 1995 [1985]), 100.
- 32) Henry Herbert Goddard, *Feeble-Mindedness: Its Causes and Consequences* (New York: Macmillan, 1914), 565-566.
- 33) Carey, *On the Margin of Citizenship*, 74-76.
- 34) G. B. Arnold, “A Brief Review of the First Thousand Patients Eugenicly Sterilized at the State Colony for Epileptics and Feeble-minded,” *Journal of Psycho-Assthenics* 43 (1938), 63.
- 35) L. Moeder, “The Problem of Mental Deficiency in Pennsylvania,” *Journal of Psycho-Assthenics* 37 (1932), 34.
- 36) Frank W. Keating, in Discussion on Mabel A. Matews, “Mansfield’s Waiting Lists: Active and Closed,” *Journal of Psycho-Assthenics* 37 (1932), 229.
- 37) C. Stanley Raymond, in Discussion on Matews, “Mansfield’s Waiting Lists,” 229.
- 38) Moeder, “The Problem of Mental Deficiency in Pennsylvania,” 33-35.
- 39) Florentine Hackbusch, “270 Patents on the Waiting List,” *Journal of Psycho-Assthenics* 40 (1935), 319.
- 40) Paul Popenoe, “Marriage after Eugenic Sterilization,” *Proceedings and Addresses for the American Association for the Study of the Feeble-Minded* 33 (1928), 70.
- 41) Harvey M. Watkins, “Selective Sterilization,” *Journal of Psycho-Assthenics* 35 (1930), 52-53.
- 42) Paul Popenoe and Norman Fanton, “Sterilization as a Social Measure,” *Journal of Psycho-Assthenics* 41 (1936), 61-62.

- (43) Arnold, "A Brief Review of the First Thousand Patients Eugenically Sterilized at the State Colony for Epileptics and Feeble-minded," 59-60.
- (44) Phillis Mickelson, "The Feebleminded Parent: A Study of 90 Family Cases," *American Journal of Mental Deficiency* 51 (1947): 644-653; Phillis Mickelson, "Can Mentally Deficient Parents Be Helped to Give Their Children Better Care?" *American Journal of Mental Deficiency* 53 (1949): 516-534.
- (45) Carey, *On the Margin of Citizenship*, chap.6: 小野直子「第二次世界大戦後アメリカにおける知的障害者—家族・専門家・コミユニテイ—」服部伸編『身体と環境をめぐる世界史—生政治からみた「幸せ」になるためのせめぎ合いとその技法—』(人文書院、二〇二二年)、『二九〇—三二一頁。
- (46) R. C. Scheerenberger, *A History of Mental Retardation: A Quarter Century of Promise* (Baltimore and London: Paul H. Brookes, 1987), 188-189.